

「福井県医師確保修学資金 奨学生の卒後勤務に関する考え方」の策定期、改正期、それぞれの主な内容および適用時期

時 期	区 分	内 容	適用時期
平成28年3月16日	策 定	指定医療機関をA群、B群およびC群に区分し、奨学生の義務履行に関する考え方などを規定	平成28年3月16日以降において、指定医療機関で勤務する奨学生に適用
平成31年3月20日	改 正	専門研修について、基幹施設において2年を超える研修が必要なプログラムである場合は、必要な期間な期間に限り延長を認め、当該延長期間は義務履行年限に含めない旨を規定	平成28年3月16日から適用
令和元年12月18日	改 正	福井愛育病院（産婦人科）をA群に追加	平成28年3月16日から適用
令和4年3月15日	改 正	1 社会医療法人財団中村病院（循環器内科、脳神経外科）および医療法人林病院（脳神経外科）をB群に追加 2 福井県立すこやかシルバー病院および福井県こども療育センターをB群からA群に変更 3 B群のうち、4つの公立診療所（南越前町今庄診療所、大野市和泉診療所、池田町診療所および南越前町河野診療所）における勤務は、C群における勤務とみなすことができる規定を追加	平成28年3月16日から適用
令和4年8月19日	改 正	産前休業、産前休暇、産後休業および産後休暇は、義務履行年限に含めることを規定	平成28年3月16日から適用
令和5年12月7日	改 正	社会医療法人財団中村病院（脳神経内科）、医療法人寿人堂みどりヶ丘病院（精神科）および医療法人白百合会武生記念病院（精神科）をB群に追加	平成28年3月16日から適用
令和6年3月19日	改 正	育児短時間勤務と義務履行年限の取扱いについて規定	令和6年4月1日以降において、育児短時間勤務をする奨学生に適用

時 期	区 分	内 容	適用時期
令和6年9月3日	改 正	1 「福井県医師確保修学資金 奨学生の 卒後勤務に関する考え方」を定める 目的を明確化 2 休業、休暇等と義務履行年限の取扱 いに関する基本的な考え方を規定 3 その他の所要の改正	令和6年9月3日から 適用。ただし、2につ いては別紙2に定める とおり。